

平成29年4月1日

## 成果発表のための利用に関する事前予約調整について

いつも金沢市民芸術村をご利用いただきありがとうございます。

この度、日頃から芸術村の主旨を理解し、他の利用者の模範となる使い方をされている団体による成果発表については、下記のとおり一般予約開始前の事前予約調整の対象として申請できるようになりましたのでお知らせします。

### 【要件】

- ・対象となる会場は「パフォーミングスクエア」のみとなります。
- ・日頃から当施設の良い利用を継続されている団体（これまでの定期的利用などを総合的に判断）による、成果発表としての使用に限ります。
- ・興行的要素が強いと判断される場合や、入場料・参加料収入等が必要経費を上回る場合は対象外となります。
- ・当該企画の施設使用料は減免にはなりませんのでご注意ください。

### 【手続き】

- ・成果発表のための利用について事前予約調整を希望する団体は、当該企画の一般受付開始月の前々月（8か月前）の15日までに、所定様式の仮申請書と企画書に加え、事業予算書（任意様式）を提出してください。

例・・・12月使用（一般受付開始が6月）の場合は、4月15日までに提出

- ・芸術村ディレクター会議での審議の結果、事前予約調整の対象とすることが決定しましたら、当該企画の一般予約開始月の前月（7か月前）に開催する予約調整会に出席し、他の調整団体等の会議出席者への企画説明と協力要請をしていただきます。

その他、ご不明な点がございましたら芸術村事務局までお問い合わせください。